

施策名: **ア 介護分野における物価上昇・賃上げ等に対する支援
(介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業)**

令和7年度補正予算案 1,920億円

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

- 〇介護分野の職員の処遇改善については、累次の取組を講じてきた結果、介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差がある状況。
- 〇介護分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行う。支援については、持続的な賃上げを実現する観点を踏まえて実施する。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

- ①介護従事者に対して幅広く賃上げ支援(※1)を実施。
- ②生産性向上や協働化に取り組む事業者(※2)の介護職員に対して賃上げ支援を上乗せ。
- ③併せて、介護職員について、職場環境改善に取り組む事業者(※3)を支援(介護職員等の人件費に充てることも可能)。

(※1) 処遇改善加算の対象サービスについては加算取得事業者、対象外サービス(訪問看護、訪問リハ、ケアマネ等)については処遇改善加算に準ずる要件を満たす(又は見込み)事業者が対象。

(※2) 処遇改善加算の取得に加え、以下の要件を満たす事業者。

ア 訪問、通所サービス等

→ ケアプランデータ連携システムに加入(又は見込み)等。

イ 施設、居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等

→ 生産性向上加算Ⅰ又はⅡを取得(又は見込み)等。

(※3) 処遇改善加算を取得の上、職場環境等要件の更なる充足等に向けて、職場環境改善を計画し実施する事業者(要件は、令和6年度補正予算の「介護人材確保・職場環境改善等事業」と同様)。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

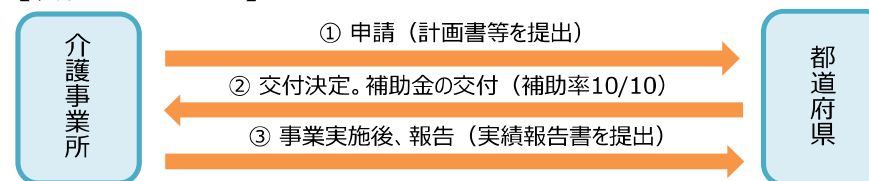
(1) 支給要件・金額

- ①介護従事者に対する幅広い賃上げ支援 1.0万円
- ②協働化等に取り組む事業者の介護職員に対する上乗せ 0.5万円
- ③介護職員の職場環境改善の支援

※人件費に充てた場合、介護職員に対する0.4万円の賃上げに相当

(2) 対象期間: 令和7年12月～令和8年5月の賃上げ相当額を支給

【執行のイメージ】



(注) サービスごとに交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給(国10/10で都道府県に支給。併せて交付額算出のための国保連システム改修費用及び国・都道府県の必要な事務費等も確保)

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 〇 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援を実施することで、介護サービス提供に必要な人材確保につながる。

施策名:イ 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

令和7年度補正予算案 278億円

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

- 〇 物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、将来的に必要なとなる設備・備品の購入費用等に対する補助を行う。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

- 〇 物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、介護事業所・施設のサービス類型・規模等を踏まえ、
- ・ 特に長距離移動が求められる訪問系サービス等においては、訪問・送迎など移動に伴い必要となる経費、
 - ・ 大規模災害の発生時には、介護事業所・施設への避難も想定されることから、介護事業所・施設について、衛生用品や備蓄物資、ポータブル発電機など災害発生時に必要な設備・備品などの購入費用等に対する補助を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1)実施主体

都道府県

(2)補助上限額

■介護事業所・施設(訪問介護、通所介護、施設系を除く):1事業所あたり20万円

■訪問介護、通所介護事業所:

規模(訪問回数等)、提供形態に応じて上限額を区分(※)し、

訪問介護 1事業所あたり20万円、30万円、40万円、50万円

通所介護 1事業所あたり20万円、30万円、40万円

■施設系(特養、老健、介護医療院等):定員1人あたり6千円

(※)訪問介護は延べ訪問回数(200回以下、201回以上~2000回以下、2001回以上)で区分(30万円、40万円、50万円)。ただし、移動経費に着目し、集合住宅併設型は20万円とする。

通所介護は延べ利用者数(300人、600人)で20万円、30万円、40万円の3区分とする。

(3)補助率

国:3/4、都道府県:1/4(都道府県事務費は国:10/10)

(4)補助対象

介護事業所・施設

(5)補助対象経費(例)

[介護サービスを円滑に継続するための対応]

ア. 訪問・送迎の移動の経費などサービス提供の継続に必要な経費

イ. ネッククーラー、冷感ポンチョ、熱中症対策ウオッチ

ウ. 業務用スポットエアコン、サーキュレーター、断熱カーテン など

[大規模災害等への備え]

平時のサービス提供にあたって使用することも可能とするが、災害発生時に使用可能な状態で維持するものとする。

ア. 飲料水、食料品等の備蓄物資(ローリングストックの初期費用)

イ. ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池

ウ. 衛生用品、医療用品

エ. 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ

オ. その他災害への備えとして必要と認められる経費

【事業スキーム】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 〇 介護サービスの円滑な継続を支援することにより、介護サービスの維持を図る。

施策名:イ 介護施設等に対するサービス継続支援事業

令和7年度補正予算案 210億円

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

介護保険施設等は、入所者の栄養・心身の状況等を考慮した食事を提供する必要があり、物価上昇の影響がある中でも、食事提供というサービスを円滑に継続するための支援を行う。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

介護保険施設等が、物価上昇の影響がある中でも、食事提供というサービスを円滑に継続できるよう、介護保険施設等の規模等を踏まえ、食料品等の購入費等に対する補助を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1)実施主体
都道府県

(2)補助上限額
定員1人あたり1.8万円

(3)補助率
国:10/10(都道府県事務費 国:10/10)

(4)補助対象
介護老人福祉施設(地域密着型含む)、介護老人保健施設、介護医療院、
短期入所生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

(5)補助対象経費
食材料費

【事業スキーム】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

・介護サービスの円滑な継続を支援することにより、介護サービスの維持を図る。